平成２４年（フ）第６７号
釧路市愛国東１丁目２番５号
債務者　須藤ゆき子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
愛知県みよし市莇生町小根８番地
債務者　林田智香子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
岡山県美作市土居2660番地
債務者　田辺　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３６２１号
東京都小平市喜平町３丁目１－９－108
債務者　足立　秀子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３９号
東京都練馬区三原台３丁目31－14－308
債務者　山本　敏幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４５号
東京都新宿区高田馬場２丁目５－24－510
債務者　赤木　幸代
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７２１号
東京都練馬区西大泉１丁目16－９－202
債務者　逸見　由紀
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７２５号
東京都杉並区西荻南４丁目７－７　張本方
債務者　横山　君天
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７３８号
東京都大田区東六郷１丁目８－５　10－ＢＥＡＭ寮305
債務者　秋山　信幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７３９号
東京都江戸川区松江４丁目５－２
債務者　池上眞由美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７４０号
東京都江戸川区松江４丁目５－２
債務者　落合　美春
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７７９号
東京都葛飾区細田４丁目11－11－303
債務者　五十嵐祐作
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８１４号
埼玉県越谷市千間台西２丁目２－１－502
債務者　木本　啓一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８１５号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目６－１－101
債務者　高野　義巳
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８１６号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目６－１－101
債務者　高野　英子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８２２号
東京都世田谷区桜上水５丁目31－７－201
債務者　松本　憲尚
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部